

ひとり親世帯への給付金

年内にも再支給

田村憲久厚生労働相は8日の閣議後会見で、コロナ禍で生活が苦しいひとり親世帯を支援する臨時特別給付金を再支給すると正式に

発表した。対象と金額は1回目と同じで、児童扶養手当の受給者や感染拡大の影響で家計が急変した世帯などに、子ども1人の場合は

5万円、第2子以降は1人当たり3万円を年内にも支給する。

田村氏は「ひとり親世帯は非正規雇用労働の割合が非常に高く、日々の生活に苦勞している」と述べた。

給付金の原資は今年度の予備費をあてる。支給対象は、今年6月分の児童扶養手当を受給した世帯や遺族

年金などの公的年金を受け取っている世帯、新型コロナウイルスの影響で家計が急変して直近の収入が児童扶養手当の対象の水準に下がった世帯。前回受け取った世帯の申請は不要で、年内をめどに自治体を通じて前回と同じ口座に振り込まれる。前回分をまだ受け取っていない世帯は、申請すれば2回分の給付金を受け取れる。

厚労省が先月末、通信アプリ「LINE」でひとり親世帯に調査したところ、年末に向けて暮らしが「苦しい」と答えたのが60・8%、「直近1カ月間に必要とする食料が買えない経験があった」との回答が35・6%にのぼった。(浜田知宏)